

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休む、
がと
るの翌
日)

目 次

◇規 則 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十五号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十

年四月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

第三条の二第一項及び第四条第一項中「第二項各号」を「第三項各号」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「第二条第二項第二号」を「第二条第三項第二号」に改める。

第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項中「条例第二十五条」を「条例第二十四条ノ六」に改める。

第十二条第一項第一号中「第二条第二項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

第十三条第一項並びに第十五条から第二十二条までの規定中「条例第二十五条」を「条例第二十四条ノ六」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。
(通算遺族年金の請求)

第二十二条の二 条例第二十五条第一項の規定により通算遺族年金を受けようとする者は、通算遺族年金請求書(別記第八号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 県吏員等であつた者の履歴書及び県吏員等であつた者が通算退職年金の支給を受ける権利を有する者であつたことを証明する書類(その者が通算退職年金の請求を行つていない場合に限る。)

二 通算遺族年金を受けようとする者と県吏員等であつた者との身分関係を明らかにする市町村長の証明書又は戸籍謄本若しくは除籍謄本(除籍謄本である場合又は通算遺族年金を受けようとする者が県吏員等であつた者と戸籍を異にする場合には、その者の戸籍抄本を添えるも

のとす。

三 通算遺族年金を受けようとする者が県吏員等であつた者の死亡の當時その者によつて生計を維持していたことを証明する書類(別記第二十三号様式)

四 通算遺族年金を受けようとする者が県吏員等であつた者の死亡の當時届出をしていないが県吏員等であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものであるときは、その事実を証明する書類

五 通算遺族年金を受けようとする者(妻並びに六十歳以上の夫、父母及び祖父母を除く。)が条例第二十五条第四項において準用する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十九条第一項各号に規定する同法別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときは、その事実を証明する診断書

六 県吏員等であつた者が通算退職年金の年金証書の交付を受けている場合には、その年金証書

2 条例第二十五条第四項において準用する厚生年金保険法第六十三条第一項の規定により通算遺族年金を受ける権利を失つた配偶者がある場合において通算遺族年金の支給の停止の解除を請求しようとする子又は条例第二十五条第四項において準用する厚生年金保険法第六十七条第一項の規定により所在不明である配偶者の通算遺族年金の支給の停止を申請し、通算遺族年金の支給を請求しようとする子は、通算遺族年金請求書(別記第九号様式)又は通算遺族年金転給請求書(別記第十三号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一条例第二十五条第四項において準用する厚生年金保険法第六十三条第一項各号の一又は第六十七条第一項に該当する事実を証明する書類

二 前項第二号及び第五号に掲げる書類

三 通算遺族年金の年金証書

3 第十条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「条例第二十五条」を「条例第二十四条ノ六」に改める。

第三十七条中「通算退職年金」を「通算退職年金及び通算遺族年金」に改める。

第四十三条中「条例第二十五条」を「条例第二十四条ノ六」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十五条第二項中「遺族年金」の下に「又は通算遺族年金」を加え、同条第三項中「条例第二十五条」を「条例第二十四条ノ六」に改める。

第四十五条の二第二項中第四号及び第五号を一条ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 通算遺族年金受給者は、通算遺族年金受給権存否の調査に関する申立書(別記第三十五号様式の二)

別記第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第一条、第三条―第三条の四関係)」に改める。

別記第一号様式の二中「第一号様式の二」を「第一号様式の二(第一条関係)」に改める。

別記第一号様式の三中「第一号様式の三」を「第一号様式の三(第二条関係)」に改める。

別記第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第一条、第四条、第七条関係)」に改める。

別記第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第一条、第四条、第

七条関係)」に改める。

別記第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第五条関係)」に改める。

別記第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第六条関係)」に改める。

別記第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第七条関係)」に改める。

別記第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第八条関係)」に改める。

別記第七号様式の二中「第七号様式の二」を「第七号様式の二(第八条の二関係)」に改める。

別記第七号様式の三中「第七号様式の三」を「第七号様式の三(第八条の三関係)」に改める。

別記第七号様式の四中「第七号様式の四」を「第七号様式の四(第八条の四関係)」に改める。

別記第七号様式の五中「第七号様式の五」を「第七号様式の五(第八条の五関係)」に改める。

別記第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十三条の二、第十三条の三、第十四条の二、第十六

条、第二十二條の二関係)」に、「遺族年金」を「遺族年金(通算遺族年金)」に改め

「又は退隠料権者」を削る。

別記第九号様式中「第九号様式」を「第九号様式(第九条、第十三条、第十三条の三、第十四条の二、第十六条、第二十二條の二関係)」に、「遺

族年金」を「遺族年金(通算遺族年金)」に改める。

別記第十号様式中「第十号様式」を「第十号様式(第十四条関係)」に改める。

別記第十一号様式中「第十一号様式」を「第十一号様式(第十七条関係)」に改める。

別記第十二号様式中「第十二号様式」を「第十二号様式(第十八条、第十九条関係)」に改める。

別記第十三号様式中「第十三号様式」を「第十三号様式(第二十一条、第二十二条の二関係)」に、「遺族年金」を「遺族年金(通算遺族年金)」に改める。

別記第十四号様式中「第十四号様式」を「第十四号様式(第二十三条、第二十五条関係)」に改める。

別記第十五号様式中「第十五号様式」を「第十五号様式(第二十三条、第二十五条関係)」に改める。

別記第十五号様式の二中「第十五号様式の二」を「第十五号様式の二(第二十五条の二関係)」に改める。

別記第十六号様式中「第十六号様式」を「第十六号様式(第二条、第四条、第八条の五、第十条、第二十三条、第二十五条の二関係)」に改める。

別記第十七号様式中「第十七号様式」を「第十七号様式(第二条、第三条の二、第四条、第十二条関係)」に改める。

別記第十八号様式中「第十八号様式」を「第十八号様式(第二条、第三条の二、第四条、第十二条関係)」に改める。

別記第十九号様式中「第十九号様式」を「第十九号様式(第二条、第三条の二、第四条、第十二条関係)」に改める。

別記第十九号様式の二中「第十九号様式の二」を「第十九号様式の二（第三条の三、第四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の三中「第十九号様式の三」を「第十九号様式の三（第十三条の二、第十四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の三の二中「第十九号様式の三の二」を「第十九号様式の三の二（第四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の三の三中「第十九号様式の三の三」を「第十九号様式の三の三（第十四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の四中「第十九号様式の四」を「第十九号様式の四（第十三条の二、第十四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の五中「第十九号様式の五」を「第十九号様式の五（第二十八条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の六中「第十九号様式の六」を「第十九号様式の六（第二十八条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の七中「第十九号様式の七」を「第十九号様式の七（第四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の八中「第十九号様式の八」を「第十九号様式の八（第十四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の九中「第十九号様式の九」を「第十九号様式の九（第四条の二関係）」に改める。

別記第十九号様式の十中「第十九号様式の十」を「第十九号様式の十（第十四条の二関係）」に改める。

別記第二十号様式中「第二十号様式」を「第二十号様式（第四条、第七条関係）」に改める。

別記第二十一号様式中「第二十一号様式」を「第二十一号様式（第七条関係）」に改める。

別記第二十二号様式中「第二十二号様式」を「第二十二号様式（第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条の二、第二十八条関係）」に改める。

別記第二十三号様式中「第二十三号様式」を「第二十三号様式（第十条、第十一条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十二條の二、第二十四条、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条関係）」に、「遺族年金」「遺族一時金」

を「遺族年金」「遺族一時金」に、「（遺族一時金）」を「（通算遺族年金、遺族一時金）」に改める。

別記第二十四号様式中「第二十四号様式」を「第二十四号様式（第十五条関係）」に改める。

別記第二十五号様式中「第二十五号様式」を「第二十五号様式（第十七条関係）」に改める。

別記第二十六号様式中「第二十六号様式」を「第二十六号様式（第十七条関係）」に改める。

別記第二十六号様式の二中「第二十六号様式の二」を「第二十六号様式の二（第三条の四関係）」に改める。

別記第二十六号様式の三中「第二十六号様式の三」を「第二十六号様式の三（第十三条の三関係）」に改める。

別記第二十六号様式の四中「第二十六号様式の四」を「第二十六号様式の四（第十三条の三関係）」に改める。

別記第二十六号様式の五中「第二十六号様式の五」を「第二十六号様式の五（第十三条の三関係）」に改める。

別記第二十六号様式の六中「第二十六号様式の六」を「第二十六号様式の六（第三条の四関係）」に改める。

別記第二十六号様式の七中「第二十六号様式の七」を「第二十六号様式の七（第十三条の三関係）」に改める。

別記第二十六号様式の八中「第二十六号様式の八」を「第二十六号様式の八（第十三条の三関係）」に改める。

別記第二十六号様式の九中「第二十六号様式の九」を「第二十六号様式の九（第十三条の三関係）」に改める。

別記第二十七号様式中「第二十七号様式」を「第二十七号様式（第三十一条関係）」に改める。

別記第二十八号様式中「第二十八号様式」を「第二十八号様式（第三十一条関係）」に改める。

別記第二十九号様式中「第二十九号様式」を「第二十九号様式（第三十一条関係）」に改める。

別記第三十号様式中「第三十号様式」を「第三十号様式（第三十一条関係）」に改める。

別記第三十一号様式中「第三十一号様式」を「第三十一号様式（第三十一条関係）」に改める。

別記第三十二号様式中「第三十二号様式」を「第三十二号様式（第三十一条、第四十条関係）」に改める。

別記第三十三号様式中「第三十三号様式」を「第三十三号様式（第三十一条関係）」に改める。

別記第三十四号様式中「第三十四号様式」を「第三十四号様式（第三十一条、第四十一条関係）」に改める。

別記第三十五号様式中「第三十五号様式」を「第三十五号様式（第四十条の二関係）」に改める。

別記第三十五号様式の二中「第三十五号様式の二」を「第三十五号様式の二（第四十五条の二関係）」に、「通算退職年金」を「通算退職年金」「通算遺族年金」に改める。

別記第三十五号様式の二の二中「第三十五号様式の二の二」を「第三十五号様式の二の二（第四十五条の二関係）」に改める。

別記第三十五号様式の三中「第三十五号様式の三」を「第三十五号様式の三（第四十五条の二関係）」に改める。

別記第三十五号様式の四中「第三十五号様式の四」を「第三十五号様式の四（第四十五条の二関係）」に改める。

別記第三十六号様式中「第三十六号様式」を「第三十六号様式（第四十条関係）」に改める。

別記第三十七号様式中「第三十七号様式」を「第三十七号様式（第四十条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。